



# く る め 久留米 城外郭遺跡

じょうそとぐわ

## 第9次調査

2005年

久留米市教育委員会

久留米市文化財調査報告書第215集



久留米城外郭遺跡第9次調査全景写真（西から撮影）

## 序

久留米市は、市役所を中心に、東はJR久留米駅、西は西鉄久留米駅の範囲で市街地を形成しています。江戸時代に遡れば、現在の市街地は久留米城の城下町に重なります。久留米市には、国指定史跡の筑後国府跡をはじめ、耳納山麓に広がる装飾古墳群や弥生時代の大集落など、多くの遺跡が知られていますが、中でも、久留米城は、市民にとって最も親しみの深い遺跡の一つです。

久留米城外郭遺跡は、今回で第9次調査となりました。今回の調査では、門と外堀が発見されました。また、当時の石敷きもみつきり、生活しやすいように舗装をしていたこともわかりました。わずかばかりではありますが、また一つ、城下町に生きた人々の姿を知ることができました。本書が、本市の歴史を探るうえで、また、文化財保護の理解と普及の一助として役立つことができれば幸いです。

最後になりましたが、発掘調査に際しまして、ご理解とご協力をいただきました福岡県弁護士会様、株式会社三島設計事務所様をはじめ、関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成17年10月31日

久留米市教育委員会

教育長 石川 集 充

## 例 言 ・ 凡 例

1. 本書は、久留米城外郭遺跡第9次調査埋蔵文化財の発掘調査記録である。この調査は、福岡県久留米市教育委員会が、平成17年度、福岡県弁護士会筑後支部に委託を受けて実施した。なお、この調査の略称はLNG-009、調査番号は200506である。
2. 平成17年4月1日付け機構改革により、久留米市教育委員会教育文化部文化財保護課は久留米市文化観光部文化財保護課となったが、文化財行政に関わる事務は、久留米市教育委員会の委任により、久留米市文化観光部文化財保護課が執行する。
3. 本書に掲載した遺構写真は本田岳秋・熊代昌彦が、遺物写真は本田が撮影した。本書に掲載した遺構の実測図は、本田が作成した。
4. 遺構・遺物の製図は、本田が行った。
5. 本書に関する実測図・写真・遺物等の記録は、久留米市埋蔵文化財センターに収蔵・保管され、本書刊行後、活用を図る。
6. 使用した方位は、全て座標北である。また、基準点の座標値は国土調査法第2座標系による。
7. 本書で使用した記号は、以下のとおりである。

S K : 土壌    S D : 溝    S A : 門・柵列    P : ピット    S X : その他の遺構

8. 本書の執筆・編集は本田が行った。
9. 表紙の写真は、現存する久留米城の土塁（西から撮影）である。

## 本文目次

|               |   |
|---------------|---|
| I. はじめに       | 1 |
| 1 調査の経過と調査の体制 | 1 |
| 2 位置と環境       | 2 |
| II. 調査の内容     | 5 |
| 1 基本土層        | 5 |
| 2 遺構の概要       | 6 |
| III. おわりに     | 9 |

## 挿図目次

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| Fig.1 久留米城外郭遺跡第9次調査と周辺の主な遺跡 (1/5,000) | 3 |
| Fig.2 久留米城外郭遺跡第9次調査遺構配置図(1/100)       | 4 |
| Fig.3 基本土層図 (1/60)                    | 5 |
| Fig.4 江戸期の生活面                         | 6 |
| Fig.5 S A 2・S A 3 平面図・断面図 (1/40)      | 7 |

# I は じ め に

## 1 調査の経過と調査の体制

今回の調査は、平成16年1月23日、福岡県総務部管財課から県有地の売却に伴い「埋蔵文化財包蔵地の有無について（照会）」が提出された（15文財1-477号）ことに端を発する。同年2月12日、当該地が周知の埋蔵文化財包蔵地（久留米城外郭遺跡）であるため、試掘調査を実施し、埋蔵文化財の所在を確認する。翌13日、当該地を福岡県弁護士会で取得し弁護士会館を計画する旨、打診される。既に周知の埋蔵文化財包蔵地であることが確認されているため、建造物の構造によっては発掘調査が必要であることを伝える。

平成17年3月17日、福岡県弁護士会から「埋蔵文化財包蔵地の有無について（照会）」が提出される（16文財1-383号）。同月22日、発掘調査が必要である旨、回答し、保存に対する理解と協力を求める。4月28日、埋蔵文化財保存に対する協力に応じ、福岡県弁護士会から「埋蔵文化財発掘調査の依頼について」が提出される（回答：17文財1-107号）。5月16日、福岡県弁護士会と久留米市との埋蔵文化財発掘調査委託契約を締結し、発掘調査を実施する運びとなった。

平成17年5月30日、0.25BFを使用し、表土剥ぎを実施する。5月31日、ユニットハウス・簡易トイレをレンタルする。6月17日、0.25BFを使用し、反転を開始する。6月28日、0.25BFを使用し、埋め戻し作業を実施する。現場作業は本日をもって終了する。

なお、調査区全景写真は、隣接するパークノヴァ8階から撮影させていただいた。その際、パークノヴァ管理人さんには、撮影に係る様々な便宜をはかっていただいた。記して感謝いたします。

調査の体制は以下のとおりである。

|            |      |                |
|------------|------|----------------|
| 調査主体：久留米市  | 市 長  | 江藤守國           |
| 調査総括：文化観光部 | 部 長  | 緒方眞一           |
| 文化財保護課     | 課 長  | 関 知彦           |
|            | 課長補佐 | 立石雅文（課主査兼務）    |
|            | 事務主査 | 松村一良・大石 昇・近澤康治 |
|            | 庶務担当 | 権藤節子           |
|            | 調査担当 | 本田岳秋           |

### 発掘調査臨時職員

石井弘子・江頭 敏・大熊澄子・川浪シゲ子・川原初美・熊谷秋子・小林美佐代・田代俊子  
勝田美代子・河野好子・塚本明美・津留崎利子・中村多津子・野口カヲル・森哲恵・安本カズ子

なお、調査に際して、松村一良に指導を仰ぎながら、同じ文化財保護課熊代昌彦の協力を受けながら実施した。

## 2 位置と環境 (Fig.1)

久留米城外郭遺跡第9次調査地点は、久留米市篠山町11-5に位置する。久留米市庁舎から東に約100m、久留米城本丸からは南東に約1kmの地点で、久留米城の土塁にほぼ隣接する。当該調査地が標高12m程度であることに對して、市庁舎西側道路では標高10m程度である。比高差が約2mもあることから考えても、本来低冲積地に大規模な造成工事を實施したうえで、城下町を形成していることがわかる。

久留米城外郭遺跡は今回で第9次調査になるが、城下町の調査は、平成17年8月1日現在で、久留米城下町遺跡が第16次、京隈侍屋敷遺跡が第5次、櫛原侍屋敷遺跡が第6次、庄島侍屋敷遺跡が第6次の計42地点に及ぶ。

久留米城下町最初の調査は久留米城下町遺跡第1次（三本松町遺跡）である。これまで市街地の調査は、實施することが条件的に困難であったり、残存状態が悪いため十分な成果があげられるか疑問があり、本格的な調査に消極的であったが、この三本松町遺跡で17世紀末～18世紀初頭の建物や最下層から江戸初期の礎石を検出できたことで城下町の調査の重要性を再認識できた。

久留米城下町の形成は、1621（元和7）年、有馬豊氏の入国以降に本格化する。江戸期の城下町の様子は2枚の絵図に残されている。延寶八年図（1680）と天保年間図（1830～1844）にその詳細が描かれている。この2枚の絵図には150年間の隔たりがあるが、この150年間の城下町の変化がよくわかる。なお、本調査地点は、延寶八年図では吉田家と記されて、天保年間図には梶原家あるいは宮内家にあたる。

有馬以前、毛利、田中時代の城下町の様相はよくわかっていない。先に述べた絵図のような資料が残されていないからである。しかし、城下町の整備は、すでに毛利時代にはじまり、田中時代にも進められていたことが発掘調査の成果からわかりはじめている。

久留米城下町遺跡第2次（両替町遺跡）は、久留米市役所の建て替えに伴う調査である。江戸期の遺構や遺物が検出されたのはもちろんのこと、この調査の特筆すべきものは中世末の教会建物跡の検出である。江戸以前の城下町の様子、キリシタン大名である毛利であればこそ城下町に建築された教会跡。毛利時代の城下町的一端を知る良好な資料となった。

久留米城外郭遺跡第3次では、17世紀初頭～昭和に至る6時期の遺構を検出している。田中時代から異なる生活面をもって形成されてきた城下町の縮図のような調査成果になった。この調査により、今改めて層序の大切さが問い直されることとなる。

久留米城外郭遺跡第4次では、延寶図に記された戸田家の屋敷地を調査したが、18世紀前半の土坑から、延寶図に記された戸田家の屋敷地を特定する木簡が出土した。先に触れたとおり、江戸時代には2枚の絵図が残っている。この絵図と実際の城下町の様相が、どの程度まで一致し、どの程度相違がみられるのか？興味深い調査となった。

先に記した通り、当該調査地点は、延寶八年図では吉田家、天保年間図には梶原家あるいは宮内家にあたる。その後、明治30年代に敷地が三島家の所有になる。明治35（1902）年の久留米市地図をみると久留米商業会議所と記されているが、三島家敷地との関係がわからない。久留米商業会議所が三島家の敷地の一部を借りていたのであろうか？後に触れるが、明治36（1903）年第5回内国勸

業博覧会に関わる瓦は久留米商業会議所に関わるものと考えられる。大正6（1917）年に城下町（市街地）に大きな変更の手が加えられる。敷地北側にあった道路法線が南側に変更されている。このとき、三島家（元は梶村家）長屋門は敷地南側に移築したと聞いている。

現在、この三島家（元は梶村家）長屋門は篠山小学校に再度移築され、今や小学校のシンボルとして親しまれている。城下町を形成に至らせた久留米城は、むしろ篠山城と呼ばれ、城主有馬を祭った有馬神社があり、お散歩コースとして市民に親しまれている。この原稿を作成している最中、同フロアーの観光振興課は、まもなく篠山城で開催される鈴虫祭りの準備で忙しそうにしている。



- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 1 久留米城外郭遺跡第9次        | 2 久留米城下町遺跡第1次（三本松町遺跡） |
| 3 久留米城下町遺跡第2次（両替町遺跡） | 4 久留米城外郭遺跡第1次         |
| 5 久留米城外郭遺跡第2次        | 6 久留米城外郭遺跡第3次         |
| 8 久留米城外郭遺跡第5次        | 9 久留米城外郭遺跡第6次         |
| 10 久留米城外郭遺跡第7次       | 11 久留米城外郭遺跡第8次        |
| 7 久留米城外郭遺跡第4次        |                       |

Fig.1 久留米城外郭遺跡第9次調査と周辺の主な遺跡（1/5,000）

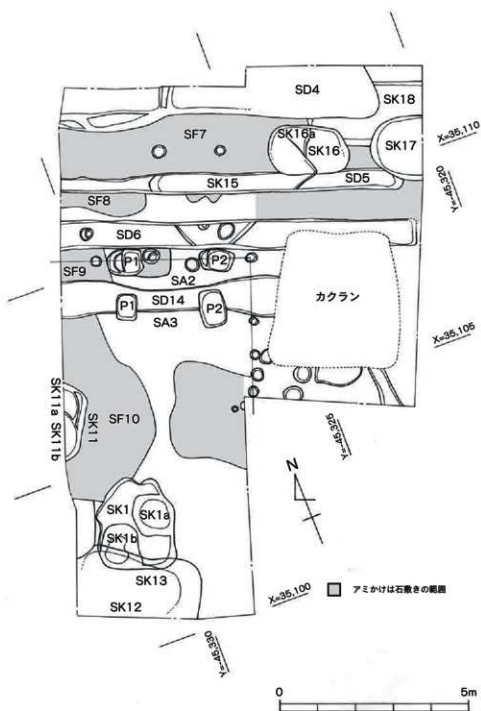


Fig. 2 久留米城外郭遺跡第9次調査遺構配置図(1/100)

## II 調査の内容

### 1 基本土層 (Fig. 3・4)

当該調査地点は、現在の生活面から数えれば、6面の生活面が確認できる。GL-50cmで、焼土（下層）+砂（中層）+シルト（上層）のセットの整地面を確認できる。この整地面は江戸期以前（幕末までは含まれるか？）のものと思われるが、明確に時期を示す遺物がなかったので、近代のどの時点での整地かはわからない。この生活面が江戸期から現在までの400年間のもつれば、約50～60年/面となる。GL-90cmで石敷き層が検出できた。石敷き層自体の厚さは2～3cm程度で時期は特定できない。石敷き層の直下に厚さ2～3cmの黒色粘土層を確認できる。石敷き層の下に生活面は、約10cm単位で、黒色粘土層（下層）+黄色粘土層（上層）の整地面が3面確認できる。まったく同じ整地状態がわずか10cm単位で確認できるため、この3面は石敷き層の基礎工事

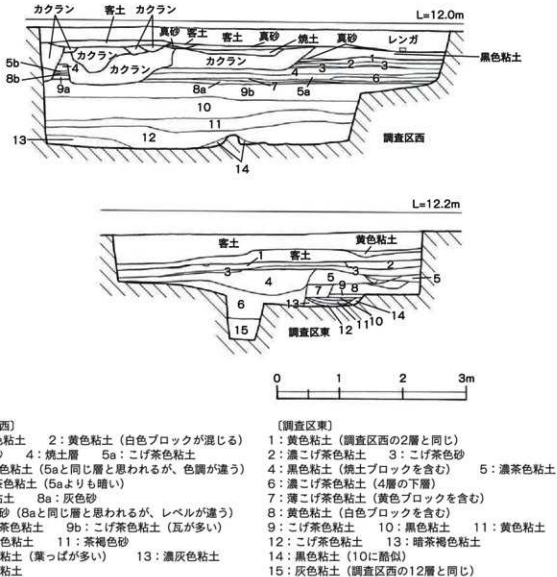


Fig.3 基本土層図 (1/60)

の可能性もあるが、下の生活面の黄色粘土層と上の生活面の黒色粘土層との間に砂が挟まっている状況も観察できたので、おそらく洪水による生活面の乱れを修正した可能性も考えられる。

近世の調査の場合、数面の生活面をもつことがある。今回の調査は、石敷き層が検出されたので、この面を遺構検出面としたが、次回は、最も深い生活面を遺構検出面で調査を実施してみるべきであろう。

なお、江戸時代以前の生活面は確認できなかったが、そのことは遺構自体が存在しなかったことを意味してはいない。今回の調査でも、弥生土器数点が確認されている。



Fig.4 江戸期の生活層

## 2 遺構の概要 (Fig.2・5)

土坑、溝状遺構を主体とし、住居、倉庫等の居住施設は検出されていない。遺物は、明染付から端反りの碗まで出土している。表土剥ぎの際朝妻焼も出土したが、朝妻焼を伴う遺構はなかった。

### SK1・SK1a・SK1b (Fig.2)

江戸期の廃棄土壌。石敷き層に切り込んで掘られている。遺物の時期は幅広く、18世紀末～幕末のものがみられる。おそらく、石敷き層に建っていた建物を壊した際に生じた産業廃棄物を処分したものであろう。

### SA2 (Fig.2・5)

東西方向長方形の土坑がセットで検出された。門跡と考えられる。P1からは「第5回内国勧業博覧会（1903年）」で受賞をした瓦が根固めに使われていたので、この時期に建てられ（あるいは修復され）、これ以降に廃棄されたことはわかる。

さらに、長方形の土坑の両側と南側に円形の柱穴が並ぶ。門に伴う外塀である可能性も考えられるが、門の形態が長家門であることも考えられる。埋土や遺物から長方形土坑と円形ピットの同時性は判断できない。

### SA3 (Fig.2・5)

SA2同様に門跡と考えられるが、主軸方向が南北になっている点や同じ瓦が出土しないことから、SA3と同時存在とはいえない。時期はむしろ、SA2はSA3の建て替えか？

### SD4 (Fig.2)

東西方向に流れる溝と思われるが、調査区の制限により北側の壁の立ち上がりが検出できなかったため幅はわからない。調査区内で8.5mを検出したが、東側で途切れている。溝が繋がっていない

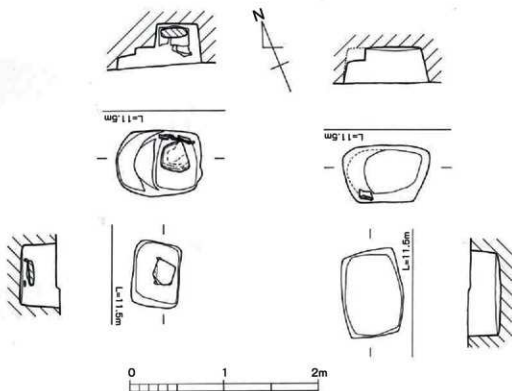


Fig.5 SA2・SA3平面図・断面図 (1/40)

い理由はわからない。敷地を区画する溝であるならば、あるいはこの部分に入りがあったのか？この溝は石敷き層に掘り込まれている。

遺物から、18世紀末～幕末と思われる。また、この溝の時期を示すものではないが、明染付けや格子目の瓦、皇宋通宝が出土した。

#### SD 5 (Fig. 2)

幅、深さともに全く異なる様相を示すが、この溝もSD 4と同じ地点で途切れている。石敷き層に掘り込まれていることも一致する特徴である。遺物から判断すればSD 4と大きく変わらないが、近接しているので同時存在であることには疑問がある。埋土上層に焼土層を確認し、底面にムシロ状編物と漆塗りの椀が出土したが、取り上げることはできなかった。

#### SD 6 (Fig. 2)

SD 5同様、幅のせまい、浅い溝である。石敷き層を掘り込んでいるが、やはり調査区東壁の手前で途切れている。遺物は18世紀末～幕末で一致する。

#### SF 7・SF 8・SF 9・SF 10 (Fig. 2)

石敷きの整地層である。溝や土坑で分断されているため、調査時点では別の遺構番号を与えているが、同一の遺構と考えられる。厚さ2～3cm程度の石敷きであるため、確実にこの石敷きに伴うと考えられる出土遺物はない。18世紀末～幕末の遺物を伴う遺構に切られていることから、それ以

前と考えられる。

#### SK11・SK11a・SK11b(Fig.2)

SK1同様に廃棄土坑である。焼土に混じってガラス片を検出したが、どの時期のガラスかはわからない。遺物は18世紀末～幕末を主体とする。

#### SK12(Fig.2)

SK13と切り合う土坑で、SK13よりも古く、本調査で最も古い遺構である。廃棄土坑と思われる。遺物は18世紀前半のものがみられる。土坑底面からモジリ編みや木箱が出土した。

#### SK13(Fig.2)

SK11と切り合う土坑で、遺物は18世紀末～幕末を主体とするが、SK11よりも古い。廃棄土坑と思われる。

#### SD14(Fig.2)

幅、深さともにSD6に酷似するが、東端は攪乱より先を検出できない。おそらく他の溝同様の地点で途切れているものと考えられる。石敷き層に掘り込まれていることも他の溝と一致する特徴である。遺物の時期は18世紀末～幕末。

4本の溝が狭い間隔で平行しているが、溝の時期関係はわからなかった。

#### SK15(Fig.2)

3.8m×3.0mの長方形の土坑で、残存する深さは5cm程度である。江戸期の生活面の下にあるため十分な調査ができず、柱穴や炉跡(カマド)等は確認していない。小型すぎる気もするが、堅穴住居の可能性も考えた。遺物は須恵器の甕片1点が出土している。

#### SK16・SK16a(Fig.2)

石敷き層やSD5を切る。瓦を多く含み、18世紀末～幕末の磁器を主体とする。廃棄土坑として処理したが、攪乱に近い。

#### SK17(Fig.2)

SK16によく似た特徴をもつ。埋土に焼土を含む点で異なる。

#### SK18(Fig.2)

SD4、SK16及びSK17により破壊され、また東半分は調査区外であるため、全容が不明な土坑であるが、廃棄土坑と呼ぶべきものであろう。焼土と呼べないがまっ赤な埋土が特徴的で瓦が多量に含まれる。18世紀末～幕末の磁器が出土する。

### III お わ り に

今回の調査の成果は、大きく3点に絞られる。第一に、区画に沿って東西に設定された溝である。第二に、2基1セットの柱跡である。第三に、石敷き遺構である。

現在、本調査区の南2mに敷地を区切るレンガ塀がある。このレンガ塀は天保年間図の敷地境と一致すると考えられている。SD4を区画溝と考えれば天保年間図に一致するが、他の3本を区画溝とすれば、天保年間図より区画が大きく南にズレる。さらに、4本の溝はほぼ同じ位置で途切れているが、この途切れが敷地の入り口を示しているものとすれば、入り口の位置が門ともズレる。門の前には簡易的な板橋を架けているだけであれば、溝を掘り残したことへの疑問が残る。4本の溝は、遺物から判断すれば極めて近い時期と考えられるが、位置的關係をみれば同時存在とも考えられず、この溝の用途が問題である。

2基1セットの長方形土坑を門跡とした。当初簡易的な門と考えていたが、現在久留米市文化財に指定されている三島家長屋門が本来このあたりに建築されていたことを考慮すれば、長家門である可能性も考えられる。三島家長屋門は天保11(1840)年に建設され、大正6(1917)年道路法線の変更により移築されるまで、このあたりにあったことになっている。長方形土坑は円形ピットを伴うとすれば、その形態は長家門であり、移築前の三島家長屋門である可能性も考えられる。

最後に、石敷き遺構について述べておく。今回記録した範囲だけが石敷き範囲とは考えていない。重機による表土剥ぎの段階や人力による遺構検出時に飛ばしてしまった部分もあると思われるからである。いずれにしろ、この石敷き遺構の時期を正確に判断できない。18世紀末～幕末の遺構に切られていることから18世紀後半以前とはいえよう。久留米城下町の形成を考える場合、数度に渡る大火事を考慮せねばならない。最も古くは元禄9(1696)年に起こった白石火事、その後享保11(1726)年の田代火事、文政12(1829)年の庄島石橋丁火事が起きている。18世紀後半以前を考えれば田代火事が近いが、この火事で本調査地点あたりは被災していない(同文化財保護課水原教示)。その後の庄島石橋丁火事に伴う整地と考えた場合、この10年後に三島家長屋門が建築されたことも考慮すれば、整理がしやすい。ただし、他の遺構との切り合いで判断した18世紀後半以前という時期は崩れ、むしろ19世紀前半というべきである。石敷き遺構の下層の遺構を検出しておかなかったことが時期判断を困難した原因である。

近世の城下町の場合、遺構検出面が複数みられるのはよくみられる現象である。その原因は生活面の高さを変えたり、生活面の利便性や美観を目的にしたものもあるだろう。その生活面を生活単位で調査を実施しなければ、近世の調査は極めて困難なものとなる。試掘により生活面の数を正確に把握しておくこと。その生活面のうちどの生活面から掘りは始めるか、調査前の十分な計画が必要であること痛感した。



1.SA2P1 (南から撮影)



2.SA2P2 (南から撮影)



3.SA3P1 (西から撮影)



4.SA3P2 (西から撮影)



5.SK12編物出土状況 (北から撮影)



6.SD5筵出土状況 (西から撮影)



1. 表土剥ぎの際出土した朝妻焼



2.SA2P1から出土した瓦の銘



3.SK12（2層）から出土した漆器



4.SK12（4層）から出土した漆器



5.SK12（4層）から出土した編物

# 報 告 書 抄 録

|                                                              |                                                            |       |                         |                   |                    |                       |                |                        |
|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-------|-------------------------|-------------------|--------------------|-----------------------|----------------|------------------------|
| ふりがな                                                         | くるめじょうそとぐるわいせきだい9じちょうさ                                     |       |                         |                   |                    |                       |                |                        |
| 巻 頭                                                          | 久留米城外郭遺跡第9次調査                                              |       |                         |                   |                    |                       |                |                        |
| 副 書 名                                                        |                                                            |       |                         |                   |                    |                       |                |                        |
| 巻 次                                                          |                                                            |       |                         |                   |                    |                       |                |                        |
| シリーズ名                                                        | 久留米市文化財調査報告書                                               |       |                         |                   |                    |                       |                |                        |
| シリーズ番号                                                       | 第215集                                                      |       |                         |                   |                    |                       |                |                        |
| 編 著 者 名                                                      | 本田 岳秋                                                      |       |                         |                   |                    |                       |                |                        |
| 編 集 機 関                                                      | 久留米市 文化観光部 文化財保護課                                          |       |                         |                   |                    |                       |                |                        |
| 所 在 地                                                        | 〒830-8520 福岡県久留米市城南町15-3 TEL 0942-30-9225 FAX 0942-30-9718 |       |                         |                   |                    |                       |                |                        |
| 発行年月日                                                        | 2005年10月31日                                                |       |                         |                   |                    |                       |                |                        |
| ふりがな                                                         | ふりがな                                                       | コ ー ド |                         | 北 緯               | 東 経                | 調 査 期 間               | 調査面積<br>㎡      | 調 査 原 因                |
| 所収遺跡名                                                        | 所 在 地                                                      | 市町村   | 遺 跡 番 号                 | ° ' "             | ° ' "              |                       |                |                        |
| く る め じ ょ う<br>久留米城<br>そとぐるわいせき<br>外郭遺跡<br>だい9じちょうさ<br>第9次調査 | 福岡県<br>久留米市<br>篠山町                                         | 40203 |                         | 33°<br>18'<br>56" | 130°<br>30'<br>47" | 20050530～<br>20050628 | 115<br>㎡       | 弁護士会館<br>建設に伴う<br>事前調査 |
| 所収遺跡名                                                        | 種 別                                                        | 主な時代  | 主な遺構                    |                   | 主な遺物               |                       | 特記事項           |                        |
| 久留米城<br>外郭遺跡<br>第9次調査                                        | 集 落                                                        | 江戸時代  | 門跡 2基<br>築地塀 1基<br>溝 4条 |                   | 陶磁器・土師器<br>木製品・古銭  |                       | 門跡<br>石敷きによる整地 |                        |

## 久留米城外郭遺跡第9次調査

久留米市文化財調査報告書 第215集

平成17年10月31日

発行 久留米市文化観光部文化財保護課

〒830-8520 福岡県久留米市城南町15-3

印刷 ㈱エヌ・ティ・バック